

2016年12月19日

お取引先各位

旭有機材株式会社  
管材システム事業部  
輸出管理責任者 中野 賀津也

**輸出貿易管理令一部改正にともなう弊社対応について**

いつも弊社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成29年1月7日付で、輸出管理に関わる輸出貿易管理令（政省令等）の一部が改正されます。

弊社の製品でリスト規制の対象となる『輸出令 別表第一の3項（2）弁またはその部分品』において、判定要件である貨物等省令第2条第2項七が、従来の2項目（イ及びロ）から3項目（イ・ロ・ハ）に改正されます。

しかし、これは弁の完成品と部分品を明確に分けて記述したものであり、本製品のリスト規制の判定にかかわる条件に変更は無いと弊社は判断いたします。よって、今回の改正によるリスト規制に対する弊社製品の該非判定は現状通りとさせていただきます。

**【平成29年1月7日以降に輸出される場合の注意事項】**

平成29年1月7日以降に輸出を予定されているお客様で、すでに該非判定書類を取得されている場合は、平成29年1月7日以降に改めて取得していただくようお願いいたします。

弊社が発行する該非判定書には、外国為替令及び輸出貿易管理令の施行年月日を記載しています。現在の平成27年10月1日施行と記載された該非判定書は、平成29年1月6日までに輸出される場合にのみ有効です。

**【該非判定書自動発行サービスについて】**

今回の改正内容に対応する為、該非判定書自動発行サービス（システム）の変更作業を行います。現時点では、施行日の平成29年1月7日午前9時から改正内容に則った該非判定書の発行が可能となる見込みです。

以上